

令和 2 年度 部活動運営方針

1 部活動の目標

～令和 2 年度重点目標～

「高め合える集団づくりと挑戦できる生徒の育成」

2 部活動の位置づけ

スポーツ庁から出された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、兵庫県の「いきいき運動部活動」朝来市の「朝来市中学校部活動ガイドライン」に基づく。

3 基本方針

①全学年，希望入部制とする。

②全職員は，いずれかの部に所属して，顧問としてその指導に当たる。

顧問，担任，養護教諭等が連携を図り，一人でなく複数の教職員で部活動を見守る。

③所属する部の変更・退部は，生徒・保護者・顧問・担任で十分協議検討をする。

④部活動に関する情報については，顧問会を開き共有・協議・検討する。

⑤部活動キャプテン会・部活動部会を設置し，指導・協議する。

⑥顧問が付けない場合は，原則として部活動を行わない。

⑦部活動運営についての研修を深める。（体罰禁止，傷害防止や応急処置，ノー部活デーなど）

⑧社会体育との連携を図る。（スポーツクラブ 21・体育協会）

4 部活動の統廃合について

○部活動設置三原則を基準とする。

①指導者（顧問） ②活動場所（施設） ③希望生徒の有無

5 活動時間について

○市ガイドラインに基づく。

- ・ 平日 2 時間程度 休業日 3 時間程度
- ・ 学期中は週あたり 2 日以上の休業日を設定する。（平日 1 日，休業日 1 日）
- ・ 長期休業日も学期中に準ずる。

①放課後の活動時間について（段階的に設定する）

前期（4 月～9 月まで）

最大限 1 8 : 0 0 終了 1 8 : 1 5 完全下校（日没・天候を考慮）

後期（1 0 月～3 月末まで）

最大限 1 7 : 3 0 終了 1 7 : 4 5 完全下校（日没・天候を考慮）

※下校時には「安全タスキ」を着用する。（各部の指導）

②活動の延長について

- ・ 活動の延長を行うときは，所定の手続きをとって行う（保護者同意書の回収）
 - ・ 活動の延長は 3 0 分程度とし，但馬新人大会および県新人大会の 2 週間前からに限る。
 - ・ 文化部については，後期の大会，コンクール，発表会の 2 週間前からに限る。
- ※ただし，生徒のコンディショニング等をふまえて，最大 5 日間の延長とする。

③ノー部活デーについて

平日：原則水曜日

土曜日・日曜日：どちらか1日

- ・土、日曜日のどちらかをノー部活デーとする。（大会前は、朝来市ガイドラインに基づく）
- ・休業日の活動予定を、職員室後ろのホワイトボードに必ず記入する。

※校外で行う場合は、事前に活動届（申請）を市教委に提出すること。（6を参照）

- ・健康状態や家庭や地域の行事を考慮し、行き過ぎないように配慮すること。

④朝練習について

- ・7：20～8：00の時間を厳守し、必ず顧問の管理下で行う。
- 8：10には生徒玄関を通れるような時間設定をすること。
- ・顧問がつけない日は行わない。また、片付け、施錠、消灯まで顧問が責任を持つこと。
- ・朝練習は自由参加であり、強制や行き過ぎのないよう十分配慮すること。
- ・ノー部活デーには、原則として朝練習を行わないものとする。

⑤定期考査による活動停止期間

- ・中間考査は3日前・期末考査は4日前から活動を停止する。
- ・中間考査・期末考査・校内テスト当日の朝練習は原則として行わない。
- ・大会が考査直後に予定されている場合は、管理職と協議し、保護者の了承を得た上で練習することもある。

※大会とは、運動部は基本的に各部の4つの大会（春季、総体、但馬新人、県新人）を指す。しかし、例外もあるため、その都度管理職と協議する。文化部については、公的な

発表会やコンテスト，コンクールを含む。

⑥部活動停止

- ・部活動における諸問題が発生した場合は部活動停止とする。
- ・期間については，顧問と部活動担当，管理職で協議・検討した上で決定する。

6 試合等の出場について

①公式戦，春季大会，練習試合等の届け出は10日前に提出。※顧問→事務→市教委

- ・届（但馬内），申請（但馬外・泊を伴う）

②服装やマナーについては，和田山中学校の代表という自覚を持たせ，指導する。

例：活動着・移動着の着こなし，応援の仕方や会場での言動など。

③記録については大会終了後，一週間以内に提出のこと。（部活動補助金対象の大会）

④生徒の輸送については，原則として公共交通機関を利用する。

ただし，時間や利便性の面から自車両を運転することはできるが，その場合自車両に生徒を同乗させてはならない。

7 事故発生の場合

- ・校内での事故対応は，校内救急体制に従って，必ず複数教員で対応する。

※事故報告書に記入して養護教諭へ。

- ・校外での場合，応急処置・関係機関等への連絡を速やかに行い，帰校後，災害発生報告書の提

出を行う。

8 その他

①部費の徴収はしないこととする。

②各部の顧問は月間の練習計画を作成し、一部を部活動ファイルに、一覧表を管理職に提出する。

③用具置場・部室、活動場所等は顧問の責任で使用する。

※活動場所の清掃と備品管理に努める。

④雨天時の校舎内の使用については、本校舎階段、生徒玄関ピロティ、体育館周辺のウッドデッキとする。ただし、ボールやバットは使用しない。荷物は玄関に置かず、定められた場所に整頓しておく。

⑤体育センターで活動する部については、体育センター前道路の横断に十分注意して移動させる。

⑥校務がある場合など、職員で連携して他の部活動を見てもらうことがある。

9 臨時自転車について（通学指導と関連）

・対象：①枚田岡・立ノ原・岡田・弥生が丘・東谷・寺谷・平野地区の徒歩通学生

②バス通学地区

③久世田・城南台の列車通生(自宅～JR 竹田駅まで)

・期間：バスが運行されない日で、登下校する必要がある日

(土曜日、日曜日、祝祭日、夏季休業日、冬季休業日、春季休業日)

・手続き：所定の用紙に必要事項を記入し、担任に提出。

各部で点検、鑑札を貼付する。(土日の練習で)

ヘルメットは、各自で準備する。

※新規・継続にかかわらず、申請書は提出する（顧問→生徒指導担当）

